

【グループホームもも鳥取 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書】

1. 事業者の概要

事業者名称	有限会社だいち
事業所の所在地	三重県員弁郡東員町鳥取 917 番地 2
代表者名	代表取締役 福本 美津子
電話番号	0594-75-0302

2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホームもも鳥取
事業所番号	2 4 9 2 1 0 0 0 5 8
サービス種類	認知症対応型共同生活介護
管理者の氏名	多湖 千秋
所在地・連絡先	三重県員弁郡東員町鳥取 917-2 TEL 0594-82-6021 FAX 0594-86-1115
サービスを提供する地域	東員町

3. 事業の目的及び運営方針

目的	有限会社だいちが開設する「グループホームもも鳥取」（以下「事業所」という）は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り指定を受けた共同生活住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
運営方針	1. 要介護者で認知症である利用者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指します。 2. 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。 3. 指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の施設概要

利用定員内訳	9名(要支援2～要介護5)
事業の実施地域	東員町
サービス提供時間	24時間365日
窓口の営業時間	午前8時30分～午後5時30分

ユニット数	1ユニット
利用定員	9名
居室	部屋数：9部屋 部屋面積：9.18 m ²
入浴設備	浴室1
洗面台	4箇所
トイレ	洋式3箇所
食堂・生活機能訓練スペース (共同生活室)	床面積：50.40 m ²
簡易キッチン	IH クッキングヒーター、流し台付
防火設備	消火器・スプリンクラー・非常警報装置・避難誘導 灯など、耐火・難燃性壁・カーテンなど

5. 職員の配置状況

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名以上 (介護職員と兼務)
介護職員	利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	3名以上 (兼務1名)

看護職員	看護職員は、健康状態の確認及び介護を行います。	1名以上 (非常勤)
事務職員	事務職員は必要な事務を行います。	若干名

6. 提供するサービスの内容について

〔サービス内容〕

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価		1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事		1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

	入浴の提供及び介助	1 週間に 2 回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週 1 回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師による診察日を週 1 回設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

その他	1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。
-----	--

〔介護保険給付対象サービス利用料金〕

【基本料金】

○介護保険で設定された1ヶ月単位の自己負担費用（定額）です。

○利用者の負担は、1割又は2割、3割となります。

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1カ月 (30日の場合)	23,150	23,272	24,367	25,066	25,584	26,131

○負担割合1割の場合を下記に提示

(1単位=10.14円)

【サービス対象者加算料金】

(1単位=10.14円)

初期加算	1日 30単位	入居した日から30日以内
医療連携体制 加算(Ⅰ)イ	1日 57単位	事業所の看護師により24時間連絡できる体制で重度化に対応
入院時の費用	6日間 246単位	入院期間中は入退院の手続き、家族や医療機関との連絡調整、情報提供等
看取りの介護加算	1日 72単位 144単位 680単位 1280単位	死亡前31日以上45日未満 死亡前4日以上30日未満 死亡前3日、2日 死亡当日

退居時相談援助加算	1 回 4 0 0 単位	利用期間が 1 月を超えてから退居
認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	1 日 3 単位	日常生活自立度Ⅲ以上が 1/2 以上
若年性認知症利用者 受入加算	1 日 1 2 0 単位	利用者の特性、ニーズに応じたサ ービス提供
栄養管理体制加算	1 月 3 0 単位	栄養ケアに係る技術的な助言及び 指導
口腔・栄養スクリー ニング加算	6 ヶ月 2 0 単位	口腔の健康状態のスクリーニング 及び栄養スクリーニング
科学的介護推進体制 加算	1 ヶ月 4 0 単位	厚生労働省への情報提供及び分析 結果の施設へのフィードバックシ ステム料金
介護職員等処遇改善 加算(Ⅱ)	1 ヶ月 介護保険利用料金の 178/1000	介護職員の処遇改善のための加算
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	1 日 6 単位	介護福祉士 5 0 %以上、常勤職員 7 5 %以上、勤続 7 年以上の者が 3 0 %以上のいずれかで加算

* 介護保険法令の改正に基づき、利用料金の変更がありますのでご了承ください。

〔介護保険給付対象外サービス〕

○利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
入居保証金・ 敷金	一般的な不動産契約における 敷金にあたるお金です。退居 時に清算(滞納家賃の清算、居 室汚染の清掃・修繕費用等)の 上、返金致します。	入居時 100,000 円
管理費	部屋代・水道光熱費を含む管 理として徴収いたします。 月の途中でご入居される場合 は日割り計算となります。	家賃(1 月あたり) 45,000 円 (1,500 円/日) 日常生活費・月 21,000 円 (700 円/日)
食費	栄養のバランスと楽しい食事 ができるメニューにて提供い たします。(おやつを含みます)	月 45,300 円 (1,510 円/日)

健康管理	インフルエンザ等の予防接種などの健康管理等にかかる費用です。 ※予防接種は任意です	実費をご負担いただきます
理美容	理美容免許有資格者による理美容サービスを利用いただけます。	1 回につき 1,500 円
おむつ代	おむつやパッドを使用される方にかかる費用です。	実費をご負担いただきます
その他	・衣類洗濯代 300 円/回（外税）・エアコン使用料（夏季・冬季） 150 円/日（外税）・テレビ・ラジオ等電気代 80 円/日（外税） ・電気代 150 円/回（外税） ・レクリエーションで個人負担が適当と思われるもの ・嗜好品で個人負担が適当と思われるもの ・郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等について利用者や家族が行なうことが困難な場合は代行します。特に、金銭等の取り扱いは、書面をもって事前に同意を得ます。 1,000 円/回(外税)	

- 主治医が、末期の悪性腫瘍や急性増悪等で訪問看護を行なう必要がある旨の指示を行なった場合には、訪問看護ステーション(医療保険)の看護を利用するため別途料金が必要です。

〔短期利用（ショートステイ）を利用の場合〕

原則、定員の枠内で 1 名を限度として、あらかじめ 30 日以内の期間を定めてサービスを提供いたします。

(30 日以内 負担割合 1 割の場合の基本料金)

(単位 = 10.14 円)

介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 日につき	800	804	840	866	882	899

介護保険給付対象サービス利用料金（基本料金＋加算料金）及び介護保険給付対象外サービス料金の月料金を日割りにて計算させていただきます。

〔利用料金のお支払方法〕

当事業所は、月末締めです。利用月の翌月 10 日頃までに利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付してお渡ししますので、いずれかの方法でお支払ください。

- ① 引き落とし 利用月の翌月 27 日引き落としをさせていただきます。
- ② 現金支払い 翌月 15 日までに現金でお支払いください。

7. サービスの提供にあたって

- 1 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 2 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- 3 サービス提供は「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- 4 （介護予防）認知症対応型共同生活に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度記録に残します。また、この記録はサービス提供の日から 2 年間保存することとします。サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができますが、謄写に際して、実費が発生します。

9. 入退居に当たっての留意事項

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

10. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約が終了します。

- ・ 要介護認定により、利用者の心身の状況が「要支援 1」、「非該当」と判断された場合
- ・ 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ・ 利用者及び家族等の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- ・ 事業者のやむを得ない事情により契約の継続が困難な場合
- ・ 利用者が死亡した場合

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

家族	氏名		続柄
	住所	〒 ー	
	電話番号	携帯電話	

主治医	施設名		医師名：
	住所	〒 ー	
	電話番号		

12. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族等への連絡などの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、当該事業所に責がある場合は、損害賠償を速やかに行ないます。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社

補償の概要： 賠償責任保険

13. 非常災害対策

- 1) 事業所に、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- 2) 非常災害発生時の安全確保のため、事業の実情に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練：毎年2回

救出訓練：毎年2回

通報訓練：毎年2回

14. サービス提供に関する相談・要望・苦情受付について

提供した認知症対応型共同生活介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談、要望、苦情は以下の窓口で受け付けます。

事業所の相談窓口	受付時間： 月曜日から土曜日 9時から17時（年末年始を除く） （電話）0594-86-1110 面接場所：事業所相談室 苦情受付担当者：多湖 千秋 苦情解決責任者：星野 郁子、福本 美津子
市町（保険者）の 担当窓口	東員町健康長寿課 0594-86-2823 東員町地域包括支援センター 0594-86-2856 東員町第二地域包括支援センター 0594-76-7771
公的団体の 担当窓口	国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 059-222-4165（苦情処理専用番号） 国民健康保険 059-228-9151（代表）

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

1) 使用する目的

介護保険法に関する法令に従い、利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所等との連携調整、主治医や市町村等の保健・医療・福祉サービスとの連携において必要な場合。

2) 利用する事業所の範囲（居宅サービス計画に定められた事業者）

サービス担当者会議、介護支援専門員と事業所等との連携調整、主治医や市町村等の保健・医療・福祉サービスとの連携において必要な範囲。

3) 事業者は、利用者及び家族の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがあります。

(1) 利用者及び家族に対して、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。

(2) 利用者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難であるとき

(3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき

4) 使用する期間

契約期間

5) 条 件

個人情報の提供は必要最小限の範囲内とし、提供にあたっては関係者以外の第三者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録すること。

16. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

2) 虐待防止のための指針を整備しています。

3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

4) 1)～3)を適切に実施するために担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 【ナーシングホームもも鳥取 星野 郁子】

5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに保険者等に通報します。

17. 衛生管理等

- 1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上実施するものとします。

18. 業務継続計画の策定に関して

- 1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとします。
- 3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

19. 身体拘束の禁止に関して

- 1) 当事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。
- 2) 当事業所は従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとします。

20. サービス提供の際の禁止行為

当事業所の従業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
- (2) 利用者の家族等に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供。
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

21. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) カスタマーハラスメント、パラーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

22. 地域との連携について

- 1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2) 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- 3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。
- 4) 当該事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業全体の質の向上に繋げていくことを目指すものとして、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、1年に1回以上、運営推進会議における評価を受けています。

直近の評価年月日： 令和 6 年 3 月 13 日

評価名称： 運営推進会議

評価結果につきましては、当事業所内に掲示しております。

23. 暴力団排除

- 1) 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- 2) 事業所は、その事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはおりません。

24. 重要事項の閲覧について

この重要事項については、当法人ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名	グループホームもも鳥取	
事業所番号	2492100058	
事所住所	三重県員弁郡東員町鳥取 917-2	
代表者名	管理者 多湖 千秋	
説明者名		印

<代筆者名>		理由
連絡先	()	—

＜氏 名＞（続柄）印

連絡先（ ）－

<氏 名> (続柄) 印
 連絡先 () -